

令和 2 年度
第 1 回宮城県農村振興施策検討委員会

中山間地域等直接支払交付金について

- 1 令和元年度の実績について
- 2 令和 2 年度の計画について



宮城県農政部農山漁村なりわい課

1. 令和元年度の実績について

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な中山間地域における農業生産活動を継続し、農用地の有する多面的機能を維持・発揮するための制度であり、令和元年の実績は以下のとおり。

(1) 取組面積等

R2. 8. 28 時点

	H30実績	R1実績見込	増減	対前年度
市町村数	13	13	0	100%
協定数	235	234	▲ 1	100%
取組面積 (ha)	2, 310	2, 314	4	100%

○主な増減の理由

- ・新規協定の設立 (南三陸 (1))
- ・協定の廃止 (大崎市 (▲ 1))
- ・既存協定の面積拡大 (栗原市 (5), 気仙沼市 (4))
- ・協定の廃止による面積減 (大崎市 (▲ 2))
- ・市町村別の実績については別紙のとおり

(2) 交付額

(単位：千円)

	H30実績	R1実績見込	増減	対前年度
交付額 (総額)	340, 823	344, 720	3, 897	101%
国費	164, 255	167, 452	3, 197	102%
県費	88, 284	88, 634	350	100%
市町村費	88, 284	88, 634	350	100%

・通常地域: 「特定農山村法」, 「山村振興法」, 「過疎法」, 「離島振興法」の指定地域

負担割合: 国1/2, 県1/4, 市町村1/4

・県特認地域: 通常地域以外で4法指定地域に地理的に接する農用地など

負担割合: 国1/3, 県1/3, 市町村1/3

○主な増加理由

- ・地域営農体制緊急支援試行加算の実施 (丸森 (人材活用体制整備型), 栗原 (スマート農業推進型等))

(3) 活動実績

①担当者会議, 支援研修会等の実施

i) 市町村担当者会議

- ・令和元年6月25日, 同年9月27日
- ・市町村担当者及び県地方振興事務所担当者を対象に, 事業説明や会計検査院の動向等について説明。
- ・参加者: 25名, 25名

ii) 協定活動支援研修会

- ・令和元年12月18日, 同年12月25日, 令和2年1月29日
- ・会場: 栗原市栗原文化会館, 気仙沼市はまなすの館, 大河原合同庁舎
- ・基調講演, 活動事例発表, 情報提供等の研修会を, 県内3箇所で開催。
- ・参加者: 151名, 74名, 118名。

②指導及び支援体制の強化

i) 抽出検査 (12月～令和2年3月実施)

- ・実施要領の運用に基づき, 各協定組織で適切な活動が行われているか検査するもの。対策期間中に全協定を検査するものとする。市町村からの要請に応じて, 県地方振興事務所も同席して指導支援。

③最終評価の実施

- ・中山間地域等直接支払交付金実施要領第13及び実施要領の運用第17に基づく最終評価を実施

中山間地域等直接支払交付金 市町村別交付額一覧表

市町村名	平成30年度実績			令和元年度実績			増 減		
	交付面積	交付額	協定数	交付面積	交付額	協定数	交付面積	交付額	協定数
	(ha)	(千円)	集落	(ha)	(千円)	集落	(ha)	(千円)	集落
白石市	140	25,220	9	140	25,220	9	0	0	0
角田市	58	12,197	4	58	12,197	4	0	0	0
七ヶ宿町	209	19,061	6	209	19,061	6	0	0	0
川崎町	33	2,632	2	33	2,632	2	0	0	0
丸森町	558	69,861	26	558	71,389	26	0	1,528	0
仙台市	191	15,362	13	191	15,473	13	0	111	0
大和町	45	7,354	2	45	7,354	2	0	0	0
大崎市	89	13,681	13	87	13,600	12	▲ 2	▲ 81	▲ 1
加美町	56	8,161	9	56	8,161	9	0	0	0
栗原市	521	106,029	73	526	108,181	73	5	2,152	0
登米市	18	2,841	4	18	2,841	4	0	0	0
気仙沼市	294	44,264	60	291	44,192	59	▲ 3	▲ 72	▲ 1
南三陸町	98	14,160	14	102	14,419	15	4	259	1
合計	2,310	340,823	235	2,314	344,720	234	4	3,898	▲ 1

第1期対策から第4期対策までの実績

	協定数	取組市町村数	交付面積 (ha)	総事業費 (千円)
1期対策 (H12-H16) H16実績	328	21	2,613	387,296
2期対策 (H17-H21) H21実績	253	14	2,182	287,527
3期対策 (H22-H26) H26実績	232	13	2,100	294,958
4期対策 (H27-H31) R1実績	234	13	2,314	344,720

2. 令和2年度計画について

2-1. 中山間地域等直接支払制度の第5期対策について

(1) 第5期対策の概要

- ・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業として実施
- ・令和2年度から令和6年度までの5カ年を期間として実施

(2) 制度対象地域、農用地及び対象者、交付単価

(対象地域)

- ・「過疎地域自立促進特別措置法」「山村振興法」などの法指定地域及び、都道府県知事が定める基準を満たす特認地域

(対象農用地)

- ・傾斜1/20以上の田、15度以上の畑など（市町村の判断でより緩傾斜の農用地も対象可）

(対象者)

- ・協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

(交付単価)

- ・急傾斜田：21,000円/10a, 急傾斜畑：11,500円/10aなど

(3) 第4期対策からの主な変更点

①体制整備単価の要件の見直し

集落の話し合いにより、集落農用地と集落の将来像を明確化し、第5期対策期間以降も農業生産活動が継続されることを促すため、体制整備加算（10割単価）の要件を「集落戦略の作成」に一本化。

②対象地域の追加

令和元年8月に施行された棚田地域振興法の指定棚田地域が対象地域に追加。

③加算措置の再編

i) 棚田地域振興活動加算（新設）

認定棚田地域振興活動計画に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に、交付金額を加算。

ii) 超急傾斜農地保全管理加算（継続）

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に、交付金額を加算。

iii) 集落協定広域化加算（拡充）

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に、交付金額を加算。

iv) 集落機能強化加算（新設）

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に、交付金額を加算。

v) 生産性向上加算（新設）

生産性向上を図る取組を行う場合に、交付金額を加算。

対象活動の例：農産物のブランド化・加工・販売、担い手への農地集積・集約・農作業の委託、機械・農作業の共同化、農作業の省力化など

④交付金返還措置の見直し

農業生産活動の継続ができなくなった場合（病気・高齢や自然災害などのやむを得ない場合を除く）の遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に見直し。

2-2. 令和2年度の当初計画について

(1) 取組み面積等

組織数	取組面積 (ha)	交付額 (百万円)
(234)	(2,314)	(345)
217	2,296	354

※上段()は、令和元年度実績値。

下段の令和2年度要望は、市町村要望調査(R2.3月時点)に基づく

○主な変更内容

交付単価の変更(丸森町、仙台市、大崎市、加美町、気仙沼市)
基礎単価(8割単価)から体制整備単価(10割単価)への変更

○取組市町村：13市町村
大河原管内：白石市、角田市、
七ヶ宿町、川崎町、丸
森町

仙台管内：仙台市、大和町

大崎管内：大崎市、加美町

栗原管内：栗原市

登米管内：登米市

気仙沼管内：気仙沼市、南三陸町

(2) 令和2年度事業計画について

①担当者会議、支援研修会等の実施

i) 活動組織支援研修会の開催

→ 令和元年度に引き続き、協定役員の多くが参加でき、より制度の理解向上と継続意欲の醸成を図るため、協定組織に対する研修会を開催する。

ii) 市町村担当者会議の開催

→ 国からの制度改正点等の伝達及び適正な事務処理について説明。

②指導及び支援体制の強化

i) 抽出検査

・実施要領の運用に基づき、各協定組織で適切な活動が行われているか検査するもの。対策期間中に全協定を検査するものとする。市町村からの要請に応じて、県地方振興事務所も同席して指導支援。

③事業の評価と推進課題の検討

i) 宮城県農村振興施策検討委員会の開催

④実施状況の公表

i) 「令和元年度中山間地域等直接支払制度の実施状況」として、交付金の交付状況、活動の実施状況等について、県政情報センター及び県ホームページにより、公表予定。

<対策のポイント>

農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援するとともに、**第5期対策（令和2～6年度）**では、**前向きな取組への支援を強化**します。

<政策目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止【令和2～6年度まで】

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,900 (25,890) 百万円

○ 第5期対策では、**対象地域に棚田地域振興法の指定棚田地域**（保全を図る棚田等に限る）を**追加**し、以下の見直しを実施します。

① 6～10年後を見据えた集落の将来像の明確化を促進するため、**体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化**

〔「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）〕

② 農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化するため、**集落協定の広域化や集落機能の強化、農業生産性の向上等の加算措置を新設・拡充**

③ 農業者等が安心して取り組めるよう**交付金返還措置の見直し** 等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

田：急傾斜
(傾斜：1/20)

21,000円/10a

畑：急傾斜
(傾斜：15度)

11,500円/10a

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 200 (201*) 百万円

○ 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。 ※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】 中山間地域等（**地域振興9法**等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（**集落戦略の作成**）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算（新設） 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 <small>〔超急傾斜農地保安全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕</small>	10,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保安全管理加算（継続） 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算（拡充） 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
集落機能強化加算（新設） 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算（新設） 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

* 令和元年度予算は中山間地農業ルネッサンス推進事業分(252百万円)を除いた額